

代議員制の導入について（2021. 12. 15掲載， 2022. 3. 7赤字追記）

一般社団法人青森県作業療法士会

【代議員制とは】

一般社団法人の社員総会では、決算の承認や役員の選任、定款変更などの重要な事項を決議します。この社員総会は、社員（青森県作業療法士会では正会員）の過半数が出席することで開催されますが、決議内容によっては、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決議を行う必要があります。

正会員数が多い一般社団法人では、全正会員を集めて社員総会を開催すること自体が困難です。青森県作業療法士会の正会員数は約1,000人であり、書面また電磁的方法により議決権を行使という方法があるものの、この規模の正会員数になると、これらの方法で議決権を行使してもらうだけでも多大な労力と費用が必要となるため、現実的ではなく、社員総会の合理的な運営自体が困難となります。このような場合、構成員およびその中から「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という。）上の社員」を定める規定を定款に設けることにより法人の合理的な意思決定を実現することが可能であると解釈されています。つまり、青森県作業療法士会の構成員である正会員の中から「代議員」を選び、その代議員が一般法人法上の社員となり社員総会の構成員となるような「代議員制」を導入することができます。これによって、法人の合理的な意思決定を円滑に行うことができるようになります。

一般的な代議員制は、正会員数に応じた一定割合で代議員数を定めています。代議員は、立候補した正会員の中から代議員選挙により選ばれます。通常、代議員にも任期を設定するため、数年ごとに1回の割合で代議員選挙を実施することになります。代議員選挙の具体的な運営は、代議員の選出に関する規程などを定めて、選挙管理委員会が実施します。代議員制を採用する場合には構成員の利益に配慮した上で、定款の定めにより、次の1から5の事項を満たすことが望ましいといわれています。

1. 「社員（代議員）」を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること。
2. 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること。
3. 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること。
4. 選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること。
5. 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること。

【代議員制のメリットとデメリット】

代議員制のメリットは、法人にとってより適任である者を代議員として選出することができること、代議員だけが社員総会に出席すれば良いため、

社員総会の成立要件を満たすための労力が大幅に軽減されること、効率的な議論が可能であることなどがあげられます。

デメリットは、代議員は選挙により選出されるため、選挙に事務的負担がかかること、選挙で選ばれた代議員が選挙時の公約とは異なる言動や行動をする可能性があること、社員からの意見が間接的になるため、社員総会において必ずしも意見が反映されるとは限らないことなどがあげられます。

【青森県作業療法士会における総会の現状の分析】

- ・出席者が少ない（会員数は年々増加しているが、出席者数はほぼ横ばいか減少）ため、書面または電磁的方法による議決権の行使に頼らなければならない。
- ・期限を守って書面または電磁的方法により議決権を行使する会員が少なく、かつ、締め切りを延長してもその数が大きく伸びないため、総会が不成立となる可能性が非常に高い（書面に加え、電磁的方法の導入以降もこの状況は変わらない）。重要な審議事項がある総会において特にその可能性が高い。
- ・総会への出席、書面または電磁的方法による議決権の行使を促す役員や事務局員の労力が非常に大きい。
- ・総会は最高決議機関であるものの、出席した上で何らかの発言をする会員がほとんどいない。

【代議員制導入の目的】

- ・総会を確実に成立させるため。
- ・正会員の中から選出された代議員が参集することによる活発な議論の場を形成するため。
- ・総会を成立させるための多大な労力を軽減するため。

【代議員の選出のポイント】

- ・概ね正会員30人の中から代議員1人
- ・ブロックごとに選出
- ・ブロックの会員数を30人で除した人数、端数は切り上げ（1～30人は1人、31～60名は2人）

正会員数合計998名（11月18日現在）

（内訳）

ブロック名	正会員数	代議員数	ブロック名	正会員数	代議員数
弘前ブロック	294	10	西北五ブロック	66	3
八戸ブロック	276	10	上十三ブロック	72	3
青森ブロック	260	9	下北ブロック	30	1

- ・代議員選挙は4年に1度（任期は4年）
- ・補欠代議員も併せて選出

※なお、代議員には総会出席に係る旅費（交通費、日当）を支給する。

【代議員制導入のスケジュール】

①2021年度内に代議員制の導入について理事会で審議する。

⇒令和3年9月18日第3回理事会にて承認

②2021年度内に会員への説明内容、定款案、代議員の選出に関する規程案を作成し、理事会で審議する。

⇒説明内容、定款案は令和3年11月13日第4回理事会にて承認

③2021年度内に会員への説明会を実施する（オンラインで複数回実施）。

④2022年度総会にて提案する（定款の改正）。

⑤2022年度内の理事会にて代議員の選出に関する規程を承認する。

⑥2022年度内に2023年度以降の代議員を選出する。

⑦2023年度から代議員による総会とする。

【定款改正のポイント】

一般社団法人青森県作業療法士会定款（案）	一般社団法人青森県作業療法士会定款
<p>第2章 会員</p> <p>【法人の構成員】</p> <p>第6条 <u>当法人に次の会員を置く。</u></p> <p>（1）正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有し、当法人の目的及び事業に賛同した青森県内に勤務する者、又は勤務していない者は青森県内に自宅住所がある者で、日本作業療法</p>	<p>第2章 会員</p> <p>【資格】</p> <p>第6条 当法人の会員は、次の2種とし、<u>正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。</u></p> <p>（1）正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有し、当法人の目的及び事業に賛同した青森県内に勤務する者、又は勤務していない者は青森県内に自宅住所がある者で、日本作業療法</p>

士協会の会員たる者

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人
または法人

- 2 その他の会員については、理事会において別に定めることができる。

第3章 社員

【社員】

第14条 当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員は、概ね正会員30人の中から1人の割合をもってブロックごとに選出される代議員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、4年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこ

士協会の会員たる者

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人
または法人

- 2 その他の会員については、理事会において別に定めることができる。

ととする)。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。

9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧)

(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

<p><u>(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）</u></p> <p><u>(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）</u></p> <p><u>10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。</u></p> <p>【辞任】</p> <p><u>第15条 社員は、理事会において別に定める辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。</u></p> <p>【社員資格の喪失】</p> <p><u>第16条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u></p> <p><u>(1) 第9条ないし第11条に基づき、この法人の正会員でなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) その他解任すべき正当な事由があるとき。</u></p>	
<p>第4章 社員総会</p> <p>【構成】</p> <p>第17条 社員総会は<u>全ての社員</u>をもって構成する。</p>	<p>第3章 社員総会</p> <p>【構成】</p> <p>第14条 社員総会は<u>正会員</u>をもって構成する。</p>

【代議員制導入説明会の開催】

代議員制導入説明会（上記資料の説明および質疑応答）を以下の日程でZoomミーティングを利用し開催します。いずれの回も同じ内容です。
開催日が近くなりましたら、ZoomミーティングのURLをメールで送信します。

- ①2022年1月17日（月）18:00～18:30
- ②2022年1月19日（水）18:00～18:30
- ③2022年1月25日（火）18:30～19:00

④2022年1月28日（金）18:30～19:00

⑤2022年2月3日（木）19:00～19:30

⑥2022年2月5日（土）9:00～9:30

⑦2022年2月7日（月）19:00～19:30

⑧2022年2月9日（水）19:00～19:30

⇒いずれも終了しました。ご不明な点等は事務局にお問い合わせください。